

1. 本事務年度のストレステストに係るモニタリングについて

- 「実践と方針」で示しているとおりに、金融機関の経営環境が変化しつつある中、大手銀行グループとは、本事務年度もストレステストの活用・高度化について対話を行っていきたいと考えている。昨年はストレステストのシナリオや結果に対する経営陣との議論が減少する事例が見られたが、足元の経済・市場環境の不確実性の高まりを踏まえ、業務計画や中期経営計画等の策定にあたり、ストレス時のリスクの波及経路について認識を深めながら、持続的な健全性を意識した議論をしていただくようお願いしたい。
- なお、欧米当局においても、当初の資本賦課のツールから、より金融システム全体のリスク把握といったように、ストレステストの位置づけ・用いられ方に変化が見られてきていると考えている。こうしたことを受けて、今事務年度は、当局としても「共通シナリオを活用した分析」を実施していく予定である。具体的な実施事項等については担当よりご連絡させて頂くが、日本銀行と金融庁が連携し、本邦のG-SIBs、D-SIBsを対象に、共通シナリオに対するストレステストの実施状況について水平的レビューを行う方向で考えていきたい。
- なお、「共通シナリオ」を活用していくにあたっては、「検査・監督基本方針」に記載の副作用に留意しつつ、活用のあり方についても検討を深めていく予定。また、「共通シナリオ」は、当局が特定のシナリオについて、発生する蓋然性が特に高いとの判断を持って策定するシナリオではない点を、あらかじめ申し上げたい。
- これらの取組みを通じて、各行との間で、ストレステストの活用・高度化に向けた対話を行ってまいりたい。

2. Brexit 情勢を踏まえた対応について

- Brexit に関しては、英国において離脱期限延期法案が可決されたことで、今月末の「合意なき離脱（No Deal）は回避」との見方が高まっている一方で、政権は「10 月末離脱」とのスタンスを変えておらず、予断を許さない状況。先行きは一層不透明感を増しており、今月末ま

でに移行期間なきまま離脱する「合意なき離脱」となる可能性も排除できない。

- このように情勢は極めて流動的ではあるが、各行におかれては、引き続き感度高く情報収集を進めていただくとともに、これまでのリスク認識の見直しや新たなリスクの洗い出し、その備えなどに漏れがないか再確認するなど、万全な体制で臨んでいただくようお願いしたい。
- また、仮に無秩序な Brexit となった場合には、金融市場に相応の影響が生じることが予想されることから、そうした市場の急変動を注視して、必要な対応を機動的に行っていただくとともに、外貨流動性の十分な確保などの備えをしていただくようお願いしたい。
- 金融庁としても、英国当局を始め、関係当局と密に連携をとり、最新の動向や想定されるリスクについて情報収集に努めているところ。有益な情報があれば随時還元させて頂く。

3. 台風 19 号及び 15 号による災害に対する金融上の措置について

- まずは、週末の台風 19 号、また、先月の台風 15 号による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 台風 19 号による災害に対し、1 都 12 県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）に災害救助法の適用がなされたことを受け、各財務局（東北、関東、東海）より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させて頂いた。
- また、台風 15 号による災害に対しても同様に、先月、「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させて頂いた。

(参考)

- ・ 9 月 12 日、千葉県の 25 市 15 町 1 村に災害救助法が適用。これを受け、関東財務局千葉財務事務所より「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出。
- ・ 9 月 24 日、東京都島(とう)しょ大島町(おおしままち)に災害救助法が適用。これを受け、関東財務局東京財務事務所より「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出。

- 金融機関におかれては、今回の災害について、迅速な被害状況の把握や金融機関の営業店舗等の復旧に努めて頂きたい。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、復旧・復興に向けて、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

4. 検査・監督の見直しに伴う監督指針の改正について

- 金融庁では、平成 30 年 6 月公表の「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえ、10 月 11 日に監督指針の改正案を公表したところ。
- 改正のポイントとしては、
 - ・ 今後予定されている検査マニュアルの廃止に伴い、金融再生法開示債権の定義規定について移設
 - ・ 「基本的考え方」、「事務処理上の留意点」について、検査局の廃止や新しい検査・監督を踏まえた修正
 - ・ 過度に細かく特定の方法を記載する等行き過ぎたルール・ベースとなって、金融機関における創意工夫を妨げている規定等の見直しとなっている。
- 現在、金融庁ホームページにて、改訂に係るパブリックコメントを実施しているので、忌憚のないご意見をいただきたい。

5. 銀行カードローンのフォローアップ調査について

- 銀行カードローンについては、昨年 3 月に行った実態調査以降における各行の見直し状況についてフォローアップ調査を実施し、その結果を 9 月 18 日に公表した。
- フォローアップ調査の結果、前回調査以降も、全体として融資審査態勢の見直し等の改善に向けた取組みが進んでおり、業界全体の業務運営水準の高まっている状況が認められた。他方、個別に見ると、取組みが十分に進んでいない銀行や項目も見られた。

- 特に、融資実行後の途上管理について、年収証明書の再取得等に向けた積極的な取組みを行う銀行が増えてきているが、多くは、顧客から極度額の増枠申込みを受け付けた場合など、顧客からの申出によるものであり、銀行の側から能動的に顧客の返済能力の変化やその予兆を把握しようとする動きは鈍い。
- 以上の点を含め、各行におかれては、今般の調査結果も踏まえて、自行の業務運営について改善の余地がないか改めて確認して頂き、迅速に対応を進めて頂くようお願いする。

6. 外国人向けパンフレットの公表について

- 外国人材の受入れ・共生について、本年4月の入管法改正により導入された新たな在留資格での受入れが少しずつ始まっているところ。金融庁としても、これまで外国人材の受入れ先向けのパンフレットを作成・頒布するなど、外国人の円滑な口座開設に関する取組みを行ってきた。
- 皆様におかれては、外国人材の円滑な口座開設のための取組を進めて頂いているところと思う。このたび、金融庁において、外国人材に対して口座開設の手順や口座売買が違法であることなどを説明するためのリーフレットとして「日本でくらすための銀行口座や送金のつかい方」を公表した。やさしい日本語と13か国語で作成しているので、各支店・窓口で外国籍のお客様が来店された際などにぜひ活用して頂くようお願いする。
- 引き続き政府一丸となって外国人材の円滑な受入れ・共生について強力的に推進していくので、銀行業界におかれてもご協力をお願いする。

(以 上)